

令和6年度第9回那珂川市農業委員会会議録

令和6年12月10日、那珂川市農業委員会会長結城五子は、令和6年度第9回農業委員会総会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

日 時 令和6年12月10日（火） 午後2時54分～午後3時22分
場 所 都市整備部 外会議室

1. 議事録署名人

7番 佐伯久典

1番 佐伯隆嘉

2. 議 案

議案第36号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第37号 農用地利用集積計画の利用権設定について（新規）

3. 報 告

報告第21号 専決処分について

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第22号 専決処分について

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

報告第23号 専決処分について

公共事業に伴う農地の一時利用届出書について

報告第24号 専決処分について

農地法第18条第6項の規定による通知書（合意解約）について

報告第25号 専決処分について 現況調査について

4. その他

①令和6年度福岡県農業委員会研修大会開催要領について

②2月・3月総会の開始時間の変更について

5. 出席委員

農業委員

会長 結 城 五 子

1番 佐 伯 隆 嘉

2番 高 橋 堅

3番 山 崎 美代子

4番 白 水 正 彦

5番 内 野 学

6番 上 野 信 之

7番 佐 伯 久 典

農地最適化推進委員

1 番 久 我 一 徳

3 番 八 尋 博 基

5 番 重 松 栄 作

2 番 添 田 英 一

4 番 真 鍋 利 明

6. 欠席委員

農業委員

なし

農地最適化推進委員

なし

7. 事 務 局

農業委員会事務局

事務局長 浅 香 大 士

係 長 真 鍋 翔 輝

書 記 手 嶋 雄美子

農林課農林業担当

主 事 朝 日 翔一朗

午後2時54分 開会

○事務局長

皆様おそろいですので、始めさせていただきたいと思います。

携帯電話の電源に関してはお切りになるか、マナーモードにお切替えてくださいますようお願いいたします。

なお、発言の際は議事録作成のために手を挙げて、委員長の指名を受けて発言していただくようお願いいたします。

では、よろしくお願いします。

○議長

改めまして、こんにちは。今日は3時からという時間でしたが、皆さん出席いただきありがとうございます。

それでは、ただいまから令和6年度第9回、那珂川市農業委員会総会を開会します。

では、審議に入ります前に、議事録署名人の指名をします。7番、佐伯久典委員と、1番、佐伯隆嘉委員を指名します。よろしくお願いします。

なお、発言する際には挙手をして、指名されてから発言をお願いします。

では、議案に入ります。

議案第36号、番号1、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第36号、番号1、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

議案書の2ページをお願いします。資料編は1ページをお願いします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書になります。

1、当事者の住所、2、許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。

3、転用計画は、(1)転用目的が資材置場、理由の詳細は現在利用している場所が手狭となったためとなっています。

利用期間は許可後から永年となっています。

契約の内容は所有権の移転です。

議案書3ページが土地の登記事項証明書、4ページ、5ページが字図、6ページが位置図になります。

7ページが資金計画書、8ページが残高証明書、9ページが事業計画書です。

10ページ、11ページが履歴事項証明書、12ページが被害防除計画書です。

(1)排水計画の雨水排水は自然流下、汚水処理、生活雑排水はなしです。

(2)用地造成に伴う被害防除措置については、砂利を敷き、土砂の流出を防ぐとなっております。

続きまして、農地区分について説明します。

資料編の1ページを御覧ください。

申請地の農地区分は、まず、第3種農地の基準には該当しません。農地の広がりとは0.02

ヘクタールで、第1種農地にも該当しません。第1種農地、第3種農地、どちらにも該当しないため、申請農地は第2種農地と判断できます。

議案書の13ページをお願いします。

第2種農地ですので、代替地検討表を添付しています。代替地のうち、不採用の土地については既に利用されている土地であることや地権者との交渉不成立により申請地を採用しております。

15ページが水利関係承諾書です。

16ページが農地転用事前協議の回答、17ページが文化財確認願についての回答です。

18ページから20ページまでが各種図面となります。

説明は以上になります。

○議長

ありがとうございます。それでは、担当は私ですので、意見を述べます。

11月6日、土地家屋調査士の〇〇氏と、現地確認いたしました。現在は植木が数本植えてありました。木を取り除き整地し、資材置場にされるということで、現在の場所が手狭になったということで移転したいということでしたので、特に問題はないと思いました。

以上です。

何か、質疑がある方は挙手をお願いします。よろしいですか、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第36号、番号1は許可することに決定しました。

次に、議案第36号、番号2、農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第36号、番号2、農地法第5条の規定による許可申請について説明します。

議案書の22ページをお願いします。資料編は2ページをお願いします。

農地法第5条第1項の規定による許可申請書になります。

1、当事者の住所、2、許可を受けようとする土地の所在、地番、地目、面積等は申請書記載のとおりです。

3、転用計画は、転用の目的が機械製作工場・倉庫・事務所で、理由の詳細は、所在地からの移転が必要となったためとなっています。

利用期間は許可後から永年となっています。

契約の内容は所有権の移転です。

議案書24ページから25ページが土地の登記事項証明書、26ページ、27ページが字図、28ページが位置図になります。

29ページが資金計画書、30ページから32ページが法人の残高証明書、33ページが融資予定証明、34ページが事業計画書、35ページから37ページが法人の履歴事項証明書、38ページが被害防除計画書です。

(1)排水計画の雨水排水は、ためます、水路放流。汚水処理、生活雑排水は公共下水道となっております。

(4)用地造成に伴う被害防除措置については、高さ0.5メートルから3メートルの既設の石積み擁壁を利用、また、高さ1.2メートルのネットフェンスを設けるととなっております。続きまして、農地区分について説明します。

資料編の2ページを御覧ください。

申請地の農地区分は、まず、第3種農地の基準には該当しません。農地の広がりとは約0.75ヘクタールで第1種農地にも該当しません。第1種農地、第3種農地どちらにも該当しないため、申請農地は第2種農地と判断できます。

議案書の39ページをお願いします。

第2種農地ですので、代替地検討表を添付しています。代替地のうち不採用の土地については、施設規模の不適や地権者との交渉不成立により申請地を採用しております。

41ページが水利関係承諾書、42ページが農地転用事前協議の回答、43ページが文化財確認願についての回答です。

44ページから49ページまでが各種図面となります。

説明は以上になります。

○議長

では、担当委員の意見をお願いします。

○農業委員

11月8日に、業者の方と現地で立会しました。

それで、里道水路が入っているんですが、ここはいつ立会いされるんですかと聞いたら、もう3年ぐらい前にやっているということでその日はやらなかったんですが、境界査定をやったとかやらなかったというのは、直接、建設課のほうに聞きに行かないと分からないものですね。

○事務局

そうですね。事務局にお尋ねいただいたら、うちから建設課へ確認をします。

○農業委員

ここは全部昔田んぼだったんですけど、全て駐車場とか、資材置場になっているようです。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

何か質疑がある方は挙手をお願いします。何か、質疑はないでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

よろしいですか。

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第36号、番号2は許可することに決定しました。

次に、議案第37号、番号1から2、農地利用集積計画の利用権設定について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案第37号、番号1から2、農用地利用集積計画の利用権設定について説明します。

議案書の50ページから53ページまでが利用権設定についての資料になります。

資料編は3ページ、4ページを御確認ください。新規が2件となっております。

議案書51ページですが、後ほど説明します報告の中にこの案件に関係のある合意解約書があります。

その他、詳細につきましては申出書記載内容を御確認ください。

以上です。

○議長

利用権設定について、質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

では、質疑がないようですので、採決を行います。

承認することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案37号、番号1から2は承認することに決定しました。

次に、報告事項です。

事務局長の専決事項として処理が終わっている内容です。

事務局より報告をお願いします。

○議長

報告第21号、番号1、専決処分について。農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について説明します。

議案書の55ページに届出書、56ページから63ページまで関係書類を添付しています。

転用目的は敷地拡張と農業用倉庫となっております。こちらは既に完了済みでしたので、63ページの始末書を添付いただいております。

資料編は、5ページの3-3と3-2の部分になります。

届出の農地は市街化区域内の農地であり、届出書類が全てそろっておりましたので、受理通知書を発行済みです。

続きまして、報告第22号、番号1、専決処分について。農地法第5条第1項第7号の規

定による農地転用届出書について説明します。

議案書の65ページに届出書、66ページから73ページまで関係書類を添付しています。

転用目的は、貸しコンテナ倉庫となっております。こちらは先ほどの報告の隣地であり、当事者も同じです。

資料編は同じく5ページの3-1の部分になります。

届出の農地は市街化区域内農地であり、届出書類が全てそろっておりましたので、受理通知書を発行済みです。

続きまして、報告第23号、番号1、専決処分について。公共事業に伴う農地の一時利用届出書の受理について説明します。

議案書の75ページに届出書、77ページから79ページまで関係書類を添付しております。公共工事に伴う農地の一時利用届出書になります。利用目的としては、福岡地区水道企業の送水管布設工事に伴う資材の仮置場としての利用です。利用期間は令和6年11月20日から令和7年3月31日までとなっております。

資料編は6ページになります。

水利関係の承諾も得ており、必要書類も全てそろっておりましたので、受理しております。

続きまして、報告第24号、番号1、専決処分について。農地法第18号第6項の規定による通知書について説明します。

議案書の81ページをお願いします。

賃貸借の合意解約の通知書になります。

こちらは、本日の議案第37号、番号1の利用権設定を行った農地になります。

賃貸人、賃借人の氏名、住所、対象農地は議案書記載のとおりです。

令和6年10月30日に引渡し、11月3日に合意解約が成立しております。

続きまして、報告第25号、番号1、専決処分について。現況証明について報告いたします。

議案書84ページに現況証明願を添付しています。資料編は7ページから10ページです。

農地転用は令和6年3月3日付、転用目的は駐車場で許可済みです。

現地を確認し、10月30日付で現況証明書を発行済みです。

報告については以上になります。

○議長

ただいまの報告について何か質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑がないようですので、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、その他について事務局より説明をお願いします。

○事務局

〔福岡県農業委員会研修大会及び総会開催時間の変更について事務連絡〕

○議長

ありがとうございました。1月の寒い時期ですけど、研修会があるということで、多数の出席をお願いしておきます。

それから、私ども女性の農業委員の研修会は11月20日、21日に佐賀県でありました。

とてもいい研修会で、全国の女性農業委員の会長さん、全国の会長さんが講演にお見えになりまして、とても参考になる講演で、いい講演でしたので、ぜひ男性諸君にも聞かせていただける機会があったらお願いして、呼び出して、お話を伺ったらいいと思いました。

それでは、本日の総会を閉会いたします。寒さが厳しくなっていまいりましたので、お体には十分気をつけてお過ごしください。本日はありがとうございました。

午後3時22分 閉会